

豊中市立上野小学校建替え工事設計委託
特記仕様書（案）

令和7年2月
豊中市

目次

第 1 章 総則	1
1. 本書の位置づけ	1
2. 本業務の目的	1
3. 本業務の理念	1
4. 本業務の範囲（全体設計）	2
5. 建設工事の実施スケジュール（案）等	2
6. 事業者による管理	3
7. 遵守すべき法令等	3
第 2 章 諸条件	6
1. 基本要件	6
2. 対象用地の特徴	6
3. 敷地条件	6
4. インフラ条件	7
5. 本施設の概要	8
6. 児童数等の想定	8
7. 地域等の施設使用の想定	9
第 3 章 本業務に関する特記事項	10
1. 設計業務における基本的な考え方	10
2. 設計業務の内容	20
3. 既存施設の解体撤去に関する設計業務等	22

【参考資料】

1. 資料一覧

資料	資料名	備考
1	諸室リスト	
2	豊中市立上野小学校土地履歴調査概要	貸与
3	アスベスト及び土壌性状調査結果	
4	測量図（横断図、明示図、用地平面図、現況実測平面図）	
5	これまでの工事図面	貸与
6	令和年6度施設台帳（上野小学校）	貸与
7	土地利用条例事前相談に対する返答及び主な意見	
8	庄内よつば学園基本設計までの図面・資料等	貸与
9	庄内さくら学園竣工までの図面・資料等	貸与
10	（様式）参考資料の貸与申込書	

2. 貸与資料の申込方法等

申込方法	参考図書の貸与を希望する企業は、「資料10（様式）参考資料の貸与申込書」に必要事項を記入の上（この時点では押印不要）、電子メール（当該申込書（Microsoft Word®ファイル）添付）にて受取前日正午までに予約・申込みすること。 なお、メール件名には「【会社名（略称可）】上野小建替え参考資料貸与申込」と明記し、送信後、電話にて、本市が受信したことの確認を行うこと。 ※メール送信先アドレス及び受信確認先の電話番号は、下欄「受取場所」に示す通りとする。
受取方法	【期間等】 期間：令和7年2月13日（木）～4月11日（金）（土・日・祝日除く） 時間：9時～11時及び13時～16時 ただし、やむを得ないと市が認める場合は、上記期間以降においても貸出する場合がある。 【受取場所】 大阪府豊中市中桜塚 3-1-1 豊中市役所 教育委員会事務局 学校施設管理課 電話：06-6858-3277 Email：kyochosei@city.toyonaka.osaka.jp 【注意事項】 受取時には、メール送信した申込書に押印の上、提出すること。

第1章 総則

1. 本書の位置づけ

豊中市立上野小学校建替え工事設計委託 特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、豊中市（以下「本市」という。）が豊中市立上野小学校（以下「本施設」という。）の設計業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって、本業務を実施する事業者（以下「事業者」という。）に要求する施設等の仕様（以下「特記事項」という。）を示すものである。

なお、事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力を最大限に生かすため、各特記事項については、基本的な考え方を示すのみとし、基本理念を達成する方法・手段等については、事業者の発想に任せることとする。

但し、内外装仕上材、家具、設備機器等は、原則、庄内さくら学園及び現在建設中の庄内よつば学園と同等以上のものとする。

2. 本業務の目的

令和3年3月策定の「豊中市学校施設長寿命化計画」に基づき、上野小学校の建替えの設計業務をおこなうもの。

このような中で、本施設は、建築後60年以上が経過し、老朽化が進んでおり、また、高低差のある敷地や児童数の増加により建築当時とは異なる学校運営上の課題が生じている。

本業務は、品質の確保、コスト縮減及び工期短縮等を勘案した小学校建替え工事の設計業務を発注するものであり、その履行には幅広い高度な専門知識、技術力、創造性及び経験能力を要するものであることから、価格だけでなく経験や技術力等を総合的に評価して事業者を選定する、公募型プロポーザル方式を採用する。

3. 本業務の理念

本施設については、令和5年度に供用開始の庄内さくら学園及び現在建設中の庄内よつば学園の設計図書を参考に、安心・安全で快適な教育環境を整えることに加えて、変化する教育内容に対応し、将来に向けて質の高い教育を提供できる施設づくりを期待するものである。

また、本施設の教育目標等は以下の通りであり、これらを実現できる学校づくりを目指すものとする。

（1）本施設の教育目標等

① 学校教育目標

広い視野で考え、豊かな心と主体的な行動力をもった子どもの育成

○ 求める児童像

- ・ 自らよく考え、創意工夫する子ども（確かな学力）
- ・ 助け合い、認め合い、仲良くする子ども（豊かな人間性）
- ・ めあてをもって体力を伸ばし、健康づくりにはげむこども（健康・体力）

② 国際教育の推進

○ 帰国・渡日児童教育の推進

個々の児童のニーズに応じたきめ細かな指導

- ・ 学校生活における不安の早期発見につとめ、情緒の安定をはかる。
- ・ 生活面、学習面のつまずきを把握し、その指導の充実をはかる。
- ・ 見学したり、体験したりすることにより、日本の文化や生活に親しませる。
- ・ 帰国児童の海外での生活体験を生かすとともに、全校児童の国際理解教育を深める。

- ・ 保護者への啓発をはかる。
- 国際社会で活躍できる人材の育成
地球視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するための教育の推進

(2) 学校づくりの考え方（本業務のコンセプト）

- ① 子どもの主体的な活動を支援し、学び・活動への意欲に柔軟に対応できる学校【確かな学力】
- ② 多様化する子どもに対応できる、ゆとりと潤いのある学校【豊かな人間性】
- ③ いきいきと体を動かしたくなる快適で開放的、多用途な学校【健康・体力】
- ④ 文化の違うすべての子どもたちが、学び、認め合い、高め合う学校【国際教育の推進】
- ⑤ 学校・家庭・地域が連携し協働する学校【地域連携】

4. 本業務の範囲（全体設計）

本業務の対象範囲は、以下のとおりとする。

(1) 設計業務

- ① 事前調査等業務
- ② 基本設計及び実施設計業務
- ③ 設計に伴う各種申請等の業務
- ④ 各種報告、説明会、会議、ワークショップ等の支援業務
- ⑤ その他関連業務

(2) 既存施設の解体撤去に関する設計業務等

- ① 解体撤去に伴う事前調査業務及びその関連業務
- ② 解体設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- ③ その他関連業務

5. 建設工事の実施スケジュール（案）等

建設工事の実施スケジュールについて、表1のように想定しているが、基本要件を満たしたうえで、本業務については公募型プロポーザルであることからその趣旨に鑑み、仮設計画、施設の配置計画、工期の短縮、工事費の縮減、児童等の安全安心を確保した上での新施設への早期供用開始が可能な提案を期待する。

【準備工事】

プール棟等解体工事を行う。

【第1期工事】

造成工事、新設校舎等（屋内運動場を含む。）の整備を行う。

【第2期工事】

既存施設の解体工事、造成工事、残りの校舎すべての整備を行い屋外運動場整備。

表1 実施スケジュール（案）

令和9年度	令和9年12月	計画通知（確認済証取得）
	令和10年2月	準備工事着工 プール棟等解体工事

令和 10 年度	令和 10 年 5 月	第 1 工区着工 造成・建築工事 (新施設校舎の着工は令和 10 年 7 月 1 日以降)
令和 11 年度	令和 11 年 12 月	第 1 工区完了、第 1 期校舎引渡し
	令和 12 年 1 月	第 1 期校舎供用開始
	令和 12 年 2 月	第 2 工区着工 既存施設解体工事
令和 12 年度	令和 12 年 10 月	造成・建築工事
令和 13 年度	令和 14 年 5 月	第 2 工区完了、第 2 期校舎引渡し
令和 14 年度	令和 14 年 6 月	第 2 期校舎供用開始
	令和 14 年 7 月	既存施設解体工事
	令和 14 年 12 月	屋外運動場整備着工
	令和 15 年 3 月	竣工

6. 事業者による管理

特記事項及び事業者の提案項目を満たすため、設計図及び計算書類等の特記事項及び提案項目との整合性の確認を、本市に報告して承諾を得ること。

7. 遵守すべき法令等

本業務の遂行に際しては、設計及び解体撤去に関する設計の各業務の提案内容に応じて関連する以下の法令、条例、規則、要綱などを遵守するとともに、各種基準、指針等についても、本業務の特記事項と照らし合わせて適宜参考にするものとする。

なお、本特記仕様書に記載の有無に関わらず、本業務に関わる法規制についても遵守すること。

また、適用法令及び適用基準は、本業務着手時の最新版を遵守するものとし、本業務の期間中に改訂された場合は、事業者は改訂内容についてできる限り対応することに努めることとし、その対応内容については、本市と協議を行うものとする。

(1) 法令等

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 宅地造成等規制法（昭和 36 年 11 月 7 日法律第 191 号）
- ・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・ 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- ・ ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）

- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 5 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）
- ・土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）
- ・警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ・食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- ・食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
- ・健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）
- ・学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）
- ・学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）
- ・学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）
- ・各種の建築関係資格法・建設業法・労働関係法
- ・その他関係法令等

（２）条例等

- ・豊中市建築基準法施行条例（平成 16 年豊中市条例第 9 号）
- ・大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年大阪府条例第 36 号）
- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）
- ・豊中市環境基本条例（平成 7 年豊中市条例第 29 号）
- ・豊中市都市景観条例（平成 12 年豊中市条例第 31 号）
- ・豊中市土地利用の調整に関する条例（平成 16 年豊中市条例第 31 号）
- ・豊中市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整等に関する条例（平成 16 年豊中市条例第 32 号）
- ・廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 5 年豊中市条例第 5 号）
- ・豊中市個人情報保護条例（平成 17 年豊中市条例第 19 号）
- ・豊中市火災予防条例（昭和 37 年豊中市条例第 16 号）
- ・豊中市下水道条例（昭和 39 年豊中市条例第 17 号）
- ・その他関係条例等

（３）基準・指針等

- ・小学校設置基準及び小学校施設整備指針
- ・学校給食衛生管理基準
- ・学校図書館施設基準
- ・学校環境衛生基準
- ・ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン

- ・ 豊中市グリーン購入推進ガイドブック
- ・ その他開発建築に関する大阪府・豊中市関連要綱及び各種基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 公共建築木造工事標準仕様書
- ・ 建築物解体工事共通仕様書
- ・ 公共建築設計業務委託共通仕様書
- ・ 建築工事監理業務委託共通仕様書
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・ 建築設計基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引
- ・ 建築設計基準の資料
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 建築構造設計基準の資料
- ・ 構内舗装・排水設計基準
- ・ 構内舗装・排水設計基準の資料
- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・ 建築工事監理指針
- ・ 建築改修工事監理指針
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ Eの数値を算出する方法並びに V0 及び風力係数の数値を定める件（平成 12 年建設省告示第 1454 号）
- ・ 屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成 12 年建設省告示第 1458 号）
- ・ 改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針（一般財団法人日本建築防災協会）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（一般財団法人日本建築センター、独立行政法人建築研究所監修）
- ・ 遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014（一般社団法人日本公園施設業協会）
- ・ 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）
- ・ 豊中市環境配慮指針
- ・ 給水装置工事施行指針（豊中市上下水道局）
- ・ 豊中市排水設備指針（豊中市上下水道局）
- ・ 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）
- ・ 豊中市学校給食における食物アレルギー対応の手引き
- ・ 工事提出書類作成要領、受注者検査要領
- ・ 電気技術指針
- ・ その他の関連要綱
- ・ 各種基準等

第2章 諸条件

1. 基本要件

- (1) 建設工事は、児童等が居ながらの建替え工事となるため、上野小学校の学校運営及び地域活動等に影響を及ぼさないよう、また、児童等の安全安心に配慮して実施すること。特に、建設工事中におけるプール授業は、指定管理プール施設・民間プール施設への水泳指導支援業務委託による実施を予定しており、送迎用のバスの乗り降り可能な場所の確保、児童及び教職員等の安全確保を図ること。
- (2) 工期短縮、工費縮減のため、仮設校舎は想定しない。
- (3) 負担金・交付金等国庫補助対象事業とし、最も効果的な申請となるような工事計画とすること（工事期間を2期等に分けることを含む）。
- (4) 官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドラインに準じた設計を行うこと。

2. 対象用地の特徴

- (1) 対象用地は、高低差があり、児童数に比して狭小である。
- (2) 2段擁壁があることから、これを解消する必要がある。
- (3) 第1種低層住居専用地域のため、高さが10mを超える計画とする場合は建築基準法第55条の例外許可規定を考慮した工程で計画する必要がある。
- (4) 形質の変更が想定されることから、都市計画法による開発許可が必要となる。豊中市では「土地利用に関する条例」による管理者などとの協議が開発許可の前段で必要となる。本市関係部局との協議内容を前提にした工事計画とすること。
- (5) 本施設の土地造成については切土を主体とし、原則として盛土は行わない計画とする。また、西南側道路及び北側道路の接道については高低差の生じないものとし、敷地周囲は原則として擁壁を設けない造成計画とすること。

3. 敷地条件

敷地条件は、図1、表2のとおりである。なお、敷地に関する規制内容等については事業者が適宜確認等を行うこと。



(1:2500地形図(豊中市)を加工して作成)

図1 計画地位置図

表 2 敷地概要（現況）

位置	大阪府豊中市上野東 2 丁目 8-8
敷地面積	17,377 m ² （うち、屋外運動場 5,290 m ² ）
用途地域	第一種低層住居専用地域
容積率	150%
建蔽率	60%
防火地域	指定なし（ただし、建築基準法第 22 条区域に指定）
高さ制限	絶対高さ 10m
日影規制	1.5m、4 時間、2.5 時間
接道条件	西南側道路：上野東第 1 7 号線 幅員 1.82～ 4.8m 北側道路：上野新田線 幅員 6.8 ～16m 他

4. インフラ条件

事業者は、本業務に係る提案内容の検討及び実施にあたり、各種インフラ条件に関して、自らの責任において関係機関や供給事業者への確認を行うこと。

（１）接続道路

建築基準法上の後退と豊中市型側溝の設置を行うこと。

（２）電力

供給事業者へ確認、調整を行うこと

（３）ガス

供給事業者へ確認、調整を行うこと。

（４）上水道

詳細については、本市上下水道局へ確認、調整を行うこと。

（５）下水道

詳細については、本市上下水道局へ確認、調整を行うこと。

（６）雨水排水

詳細については、本市上下水道局へ確認、調整を行うこと。

（７）電話

供給事業者へ確認、調整を行うこと

（８）通信

大阪府関係部局及び本市関係部局並びに供給事業者へ確認、調整を行うこと。

（９）その他

資料を参照し、必要な確認、調整を行うこと。

5. 本施設の概要

(1) 本施設の概要

延床面積	約 12,000 m ² 但し「資料 1 諸室リスト」を参照のうえ、事業者の提案により適切な規模とする。
構造条件	R C造を基本とするが、S造、S R C造及び混構造など、本特記仕様書の要件を満たしたうえで事業者の提案による。
屋外運動場	7,200 m ² 以上でできる限り広くする。 屋外運動場、倉庫、トイレ、遊具、時計、音響設備、水飲み場、手洗い場・足洗い場等を配置する。
外構	大型車両（給食配送車、緊急車両、ごみ収集車等）及び来校者の動線・駐車スペース、スクールバス（大型バス 2 台程度）停留・展開スペース、駐輪場を確保。 通路、門扉・フェンス、植栽等を設置。

(2) 諸室の構成

区分		諸室等 ()内は室数
教室・児童活動ゾーン	普通教室等	普通教室(42)、少人数教室(1)、日本語教室(1)、特別支援教室(13)、通級指導教室(1)
	特別教室	理科室(1)、音楽室(2)、図工室(2)、家庭科室(1)、生活科室(1)、外国語教室(1)
	児童活動等諸室	児童会室(1)、放送室(1)、飼育小屋(1)
管理ゾーン	教職員専用諸室	校長室(1)、職員室(1)、事務室(1)、印刷室(1)、教材教具室(適宜)、用務員室(1)、倉庫(適宜)、会議室(1)、教職員更衣室(2)、休憩室(2)
	共用諸室	保健室(1)、相談室(4)
地域連携ゾーン	全学年共用諸室	多目的室(1)、学校図書館(メディアセンター)(1)
	体育施設	屋内運動場(1)、屋外運動場(1)
	放課後児童クラブ室	放課後こどもクラブ室(8)
	保護者・地域連携諸室	P T A 室(1)、地域連携室(1)、倉庫(適宜)
その他施設等	共用部	児童用更衣室(適宜)、昇降口(児童用昇降口、来校者・教職員用玄関)、廊下・階段等、トイレ
	給食施設	配膳室(各階1)
	防災施設	備蓄倉庫(1)、コミュニティ防災資機材庫(1)
	屋外施設等	菜園等、屋外倉庫、屋外用トイレ、ごみ置き場・機械室等、警備員室

6. 児童数等の想定

設計計画の参考として、児童数等を表3のとおり想定している。

表 3 児童数等の想定

児童数	約 1, 100 人
教職員数	約 90 人
学級数	34 学級
放課後こどもクラブ在籍数	320 人

【参考】児童推計

	R6 年度		R7 年度		R8 年度		R9 年度		R10 年度		R11 年度	
	学級数	在籍数	学級数	在籍数	学級数	在籍数	学級数	在籍数	学級数	在籍数	学級数	在籍数
1 学年	5	166	5	164	5	155	5	173	5	168	6	183
2 学年	6	211	5	171	5	170	5	160	6	179	5	173
3 学年	5	183	6	215	5	175	5	174	5	164	6	183
4 学年	5	174	5	185	6	217	6	177	6	176	5	166
5 学年	6	190	5	178	6	190	6	222	6	181	6	180
6 学年	5	183	6	190	5	178	6	190	6	222	6	181
特別支援	13	—	13	—	13	—	13	—	13	—	13	—
計	45	1,107	45	1,103	45	1,085	46	1,096	47	1,090	47	1,066

【参考】放課後こどもクラブ在籍者数推計

放課後 こども クラブ	R6 年度		R7 年度		R8 年度		R9 年度		R10 年度		R11 年度	
	クラス数	在籍数	クラス数	在籍数	クラス数	在籍数	クラス数	在籍数	クラス数	在籍数	クラス数	在籍数
	4	266	5	271	5	273	6	280	7	294	8	312

7. 地域等の施設使用の想定

本施設のうち、地域住民等による一般利用を想定している施設の使用日・時間については、表4の通りである。

但し、学校教育活動に支障のない限りにおいての使用とする。

表 4 地域等の施設使用

施設名	想定される使用者	使用日・時間
放課後こども クラブ室	登録児童	平日 放課後～19:00 土曜日 8:00～17:00 三期休業中及び創立記念日等の休業日 の平日 8:00～19:00
多目的室	予約している地域団体等	学校運営時間外
学校図書館	地域住民	学校運営時間外
屋内運動場	児童、予約しているスポーツ 団体・地域団体等	平日 放課後～21:00 土日祝・三期休業中 9:00～21:00
屋外運動場	児童、予約しているスポーツ 団体・地域団体等	平日 放課後～17:00 土日祝・三期休業中 9:00～17:00
P T A 室	P T A	常時
地域連携室	公民分館等	常時

第3章 本業務に関する特記事項

1. 設計業務における基本的な考え方

(1) 造成計画・ランドスケープ計画の考え方

① 全体計画

- a) 「豊中市都市景観形成マスタープラン」の「景観計画」に示される景観形成基準に基づき、校舎・屋内運動場の外観は、周辺の景観と調和した外観及び色彩で計画すること。
- b) 地域及び敷地周辺との調和を図り、地域のシンボリックな存在として親しまれる景観を創るとともに、住宅地に近接することを考慮して視覚的な圧迫感を和らげる工夫を凝らすこと。
- c) 敷地全体について、どの階へもアクセス良好とすることで、異学年連携を意識したつながりのある居場所や交流空間づくり、地域とのつながりを踏まえた空間づくりを行う。
- d) 超過大規模校であるが、高低差が際立つ敷地であることから、様々な工夫と技術により、有効な土地面積を確保すること
- e) 周辺地と高低差があることから、本業務において高低差を設けない造成計画とし、北側道路に擦り付け、屋外運動場を広く確保すること。また、南側及び東側においても、前面道路に擦り付け、2段擁壁については解消・適法とし、原則法面仕上げとすること。
- f) 造成後における安全性の確保や周辺の景観に配慮して、原則法面で仕上げることとし、やむを得ない場合は、適切な構造の擁壁を計画すること。造成法面については、十分な法面緑化を基本とし、必要に応じて防草対策・コンクリート舗装などを行う。
- g) 雨水排水は、関係法令や各種基準等を踏まえて計画する。
- h) 緩斜面部分については、斜面上部の積極的な有効利用の提案を期待する。

② 周辺道路の考え方

- a) 通学路については、歩道空間を確保し、児童の安全な通学路を計画すること。
- b) 建築基準法上の後退と豊中市型側溝の設置を行うこと。

(2) 建築計画の考え方

① 全体的な留意事項

- a) 本業務の理念を実現し、将来の児童数の増減や多様な学習内容・学習形態等の変化に対応できる施設とすること。なお、「諸室リスト」のとおり想定しているが基本要件を満たしたうえで、本業務については公募型プロポーザル方式であることからその趣旨に鑑み、技術革新の進展を踏まえた、より良い学習環境の計画を期待するものである。
- b) 施設の計画に際して、学年毎による安全確保に留意した上で、仕様は可能な限り共通化すること。
- c) 建設工事受注者は地震、暴風・豪雨、浸水や火災時の避難安全対策、BCP対策を講じること。なお、災害発生時は本施設に指定緊急避難場所・指定避難所を開設する。
- d) 環境への負荷が小さく経済性に配慮した設備等の導入を検討するとともに、敷地内には十分な緑化を図ること。
- e) 維持管理しやすくLCCの縮減を意図した計画とし、施設の長寿命化を図ること。
- f) 採光の工夫や自然換気の採用、木材等自然材料の活用等により、明るく開放感があり親しみのあるデザインとすること。

② 工事中の学校教育活動及び学校関係者の安全を確保するための計画の考え方

- a) 本施設の工事は、同敷地内で学校運営をしながら行われるため、既存施設の利用計画にも留意し、工事中の学校教育活動及び学校関係者の安全を確保する工事計画とすること。
- b) 安全な通学路、敷地内通路を確保すること。
- c) 建設工事受注者が、引越し等の計画を本市及び学校と協議しながら作成し支援することが、わかるように記載すること。
- d) 以下は特記事項であるが、より安全で効率的な手法がある場合はそれを妨げない。
 - ・ プール解体から工事着手し、工事車両乗り入れ通路を確保すること。
 - ・ プール授業は、外部運営体に大型バスにて移動して行うため、大型バスが2台程度停車できるスペースを確保すること。そのスペースは雨天時に雨ざらしにならないよう工夫をすること。
 - ・ 屋外運動場についてはなるべく使用できるような計画とすること。
 - ・ 屋内運動場は、第1期工事にて配置すること。なお、非常災害時避難所となることから、現屋内運動場又は新屋内運動場のいずれかは、常に使用できるような工事工程とすること。これは、とよなか同報通信システム拡声子局をはじめその他防災設備についても同様である。
 - ・ 給食配膳室は、第1期工事にて配置すること。なお、この手法より安全で効率的な手法がある場合は、その提案を妨げない。
 - ・ 第1期工事の設計思想として優先する諸室は、1. 普通教室 2. 特別教室 3. 特別支援教室・通級指導教室 4. その他学校教育として必要な諸室 5. 放課後こどもクラブ室 6. 地域連携諸室とする。
 - ・ 放課後こどもクラブ室については、工事中確保できない場合は、第1期工事で普通教室等と共用とすることも可能な仕様とすること。ただし、早い段階で専用室の確保が望ましい。

③ 配置計画

- a) 高低差のある地形条件を踏まえ、北側及び南側道路との高低差をなくするような造成工事を想定しながら、造成計画と建築計画を一体的に行うこと。
- b) 周辺の景観と調和した配置、外観及び色彩計画とし、景観性を重視すること。
- c) 近隣への影響（日影、日照、騒音、土埃等の飛散、プライバシー、振動、排気、臭気、電波障害等）に十分に配慮するとともに、圧迫感を与えない計画とすること。
- d) 屋外運動場、外構や避難動線等を十分に確保し、敷地全体のバランスを考慮した効率的な施設配置とすること。
- e) セキュリティ対策を考慮に入れ、死角の少ない施設配置、設備の検討を行うこと。
- f) 敷地出入口はいずれも通学者・車両（はしご車等の大型緊急車両を含む。）等の利用に配慮し、正門は本施設の配置を考慮して適切な位置に設置すること。ただし、接道条件から、正門は北側道路に面して配置しながら、計画敷地内への車両動線は北側道路を基本とし、歩車分離を図った安全性の高い計画とすること。
- g) 出入口の門扉は、児童の安全性確保に十分配慮した計画とすること。なお、車両出入口については、門扉を開閉する際、他の道路利用者に干渉しないようなスペースを考慮すること。
- h) スクールバス等の乗降スペースには、庇を設置するなど、雨天時でも傘を差さずに乗り降りできるように配慮すること。
- i) スクールバスの乗降・転回・停留スペースや来校者用の駐車場は、児童の安全性を確保できる位置に配置すること。
- j) 登下校時における動線（徒歩、自転車（教職員））、敷地内での移動経路などを考慮するとともに、敷地内を通行する主な車両（給食配送用、スクールバス用、搬入業者用、ごみ収集用、来校者用、メンテナンス用等）を想定し、歩車分離に十分に配慮すること。特に、給食配送車両が配膳室まで安全に進出し、円滑に寄り付けられるように配慮すること。

- k) バリアフリー動線を確保するとともに、分かりやすい施設配置にすることで、緊急時や災害発生時における避難誘導や救助活動等が容易な計画とする。緊急車両の出入口、動線、寄付きにも十分配慮すること。
- l) 校舎及び屋内運動場は、児童や教職員等が円滑に利用・移動できる位置に配置すること。
- m) 校舎と屋内運動場は、合築を基本とし、雨天時でも児童が濡れずに往来できるように計画すること。
- n) 校舎及び屋内運動場は、適切な日照や通風等の自然環境を最大限に取り入れられるように計画すること。
- o) 校舎の一部には、ピロティなどを計画して、天候などに関係なく体育の授業や休み時間に活用できる屋外活動スペースを確保すること。
- p) 屋外運動場は、校舎や屋内運動場からの動線を考慮し、児童が円滑に利用することができ、災害時にも安全性を確保することができる位置に計画すること。
- q) 校舎・屋内運動場・屋外運動場等は、学校開放（外部のスポーツ利用）、地域住民等の利用、避難所としての利用も想定し、利便性とセキュリティ面に配慮して配置する。
- r) 児童や教職員をはじめ本施設の利用者が、不自由なく安全・快適に本施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮すること。
- s) 狭小な敷地であることから、施設の諸室等は無駄のない配置とすること。

④ 平面・ゾーニング・動線計画

- a) 児童や教職員をはじめ本施設の利用者が、安全かつ円滑に移動できるように分かりやすい動線を計画し、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮すること。児童の日常的な動線を考慮し、校舎内への土埃等の持ち込み防止に配慮すること。
- b) 障害のある児童や教職員が安心して学校生活を送ることができるように、スロープや手すり等のバリアフリー対応を徹底すること。また、エレベーターを適切な位置に配置すること。2基設置すること。
- c) 無駄がなくコンパクトな平面計画とし、ゾーンを考慮しながら利便性の高い諸室等の配置とすること。
- d) 教室・児童活動ゾーン及び体育施設は、機能や利用形態、時限間における移動動線、低～高学年で授業時間数が異なること等に考慮し、教育活動が効果的かつ効率的に実施できるように配置すること。
- e) 教室及び特別教室は、開校当初の児童数及び将来の増減を考慮し、共有化（シェア）や多機能化などを見据え、合理的かつ多目的に利用できるように計画すること。
- f) 管理ゾーンは、良好な執務条件の確保や作業効率の向上をめざし、コンパクトな動線計画とするとともに、教室・児童活動ゾーン及び体育施設をはじめ校内各所への移動のしやすさ、来校者対応等の行いやすさ、侵入者に対するセキュリティ対応等に配慮した計画とすること。特に職員室は、防犯上の観点から校舎へのアプローチ部分や屋外運動場への見通しが良い位置に配置すること。
- g) 地域連携ゾーンは、地域住民、児童・教職員等がコミュニケーションを図れる配置とすること。
- h) 地域連携ゾーンは、一帯配置か分散配置かは事業者の提案によるが、いずれの場合も、利用者の利便性と防犯性などに配慮して配置すること。
- i) 地域連携ゾーンは、社会教育活動の場として、学校運営のないときでも使用できるようなバリアフリー対応・配置・動線・セキュリティ仕様とすること。
- j) 学校運営と地域・開放活動の主体・使用時間が異なることに配慮し、施設利用者の立入可能範囲が限定されるように（対象外の諸室への立ち入りを防止できるように）、専用出入口やシャッター・パーティション・ドア等の整備等でゾーンを区画して運用できるなど効果的な動線管理を計画すること。但し、トイレは誰もが必ず使用する施設であるから、上の動線条件を満たすようトイレの配置を計画すること。

- k) 緊急時や災害発生時において、各諸室から安全かつ迅速に避難誘導を行うことが可能な計画とする。避難計画として二方向避難を行えるよう計画すること。
- l) 本施設が避難所となる場合においても、学校運営の早期再開を図るため、避難所機能を区画し、教育機能と分けられるように計画すること。屋内運動場は、長期間の避難生活に対応できるように配慮すること。

⑤ 諸室計画

諸室等の仕様については「資料１ 諸室リスト」に示すとおりとし、全体のバランスや共用部等の計画については、事業者の創意工夫による提案を期待する。

⑥ 断面計画

- a) 校舎の天井高は、教育環境に支障のない高さを計画すること。
- b) 大規模な吹き抜けは想定しないが、提案する場合は、維持管理面や光熱費への影響を明示すること。
- c) 屋内運動場の天井は、体育の授業や地域のスポーツ活動に対応できる高さを計画すること。

⑦ 仕上計画

【共通】

- a) 本施設は、周辺の景観と調和した配置・外観及び色彩計画として地域から親しまれるデザインとすること。
- b) 交換が容易で代替可能な汎用品を使用するなど、日常清掃や補修、保守点検作業等の維持管理に係る容易性、安全性、効率性を考慮して計画すること。
- c) 施設の長寿命化に寄与する使用材料の劣化防止、断熱、漏水防止、結露防止方法等を十分検討し、建物の長寿命化を意識した計画とすること。
- d) 地震発生時における脱落・破損等の発生抑制に配慮すること。
- e) 本市と連携協定を締結している能勢町をはじめ、隠岐の島町や山形市の木材の使用を検討すること。

【外部仕上げ】

- a) 使用材料は、「学校環境衛生基準」に基づき、健康等に十分配慮したものとするとともに、建設工事中における環境汚染防止も考慮すること。
- b) 仕上材の選定にあたっては「建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」に記載されている項目の範囲と同等以上であることを原則とする。なお、基準等の見直しが行われた場合には、変更後の基準に準拠すること。
- c) 「豊中市都市景観形成マスタープラン」の「景観計画」に示される景観形成基準に基づき、校舎・屋内運動場の外観は、周辺の景観と調和し、明るい印象を与える施設として、汚れにくく、経年劣化の影響に十分に配慮した仕上材を計画すること。
- d) 構造躯体の保護や断熱性を考慮すること。
- e) 大雨や台風、積雪等を想定し、屋根及び外壁面は、十分な防水措置を講じること。
- f) 漏水を防ぐため、屋根及び地下の外壁面について十分な防水対策を講じること。特に、空調ダクト、配管等の周囲とのジョイント部分、階間のシール部分等は、漏水が防止できる措置を講じること。
- g) 鳥類、昆虫類、鼠の侵入及び棲み着きを防止する構造とすること。
- h) 天窓は、安全性の観点から設置しないこと。
- i) 交換頻度や交換費用を考慮し、屋根及び外装には耐候性のある建材を使用すること。
- j) 屋外への出入口には、庇を設けること。
- k) 庇にはガラスを使用しないこと。
- l) 窓は、清掃や交換等に配慮し、外部足場が必要となるフィックス窓を避け、開閉式の窓を基本とすること。

- m) 窓による自然換気を想定し、窓の位置や開閉方法に留意したうえで、有効な開口面積を確保する。窓からの転落等を防止するため、バルコニーを設置するなど、安全性の確保に十分に配慮すること。
- n) 外壁カーテンウォール等を設ける場合は、窓ガラスの清掃方法や窓開閉装置の耐久性を十分に考慮して計画すること。
- o) 虫等の侵入を考慮して、すべての窓に網戸を設置すること。

【内部仕上げ】

- a) 材質は、各室の用途や機能、利用形態などを踏まえ、防滑性、防汚性、耐水性、耐湿性、耐食性、耐薬品性などに配慮すること。
- b) 必要箇所には、吸音性・遮音性、断熱性などを有する材質を使用すること。
- c) 温かみと安らぎ・潤いのある学習・生活環境を確保する観点から、必要な箇所への効果的な木質化に努めること。木質化を図る箇所は、事業者の提案とする。
- d) 室内や廊下の壁の凹凸を無くす工夫をすること。できる限り消火器・防火扉・電話機等を壁面内部に収納できるよう工夫すること。
- e) 各室の用途や利用目的等を考慮し、適切な採光を確保できるように窓の位置や面積、形状等を適切に計画すること。庇の形状や窓ガラスの性能などにより、日照を調節することができるように配慮した計画とすること。
- f) 窓ガラスは、学校用強化ガラスを想定し、破損しにくく、破損した場合も事故につながりにくい衝突安全性能を備えるとともに、清掃の容易性に配慮すること。
- g) 出入口は、十分な幅を確保し、その諸室の目的に合致し操作が容易で安全な建具を設置し、ドアハンドル等の種類、高さなどにも配慮すること。
- h) 可動間仕切壁については、操作が安全で、収納が容易（収納時は壁面に納める等を想定）で、たわみや緩み等の変形が生じにくく、かつ、防音性にすぐれたものとする。
- i) 児童等の安全性確保のため、手すりや滑り止め等を適切に設置すること。
- j) 将来の学習内容・学習形態の変化など、時代のニーズに応じた改修しやすい内装とすること。

⑧ サイン計画

- a) 各種サインは、ユニバーサルデザインを採用し、適切な位置に配置すること。
- b) 原則日本語と英語の2か国語で表記し、適宜4か国語以上の多言語表示とする。
- c) 正門及び児童が登下校する門には、校銘板を設置すること。
- d) 校舎外壁の適切な位置に金属製の校章を、屋内運動場ステージの一字幕に刺繍での校章等を設けること。
- e) 案内板等については、校内の適切な位置に計画すること。
- f) 室名を表記するサインは、全室に設置すること。各サインは、視認性や安全性に配慮した場所に設置するとともに、破損や落下防止に配慮すること。
- g) 教室等のサインは、クラス数や配置の変更を考慮して着脱可能とすること。

⑨ 環境保全・環境負荷低減計画

- a) 本施設の省エネルギー化を図るため、断熱性について十分検討し、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づくPAL*（外皮基準の指標）により算出される年間熱負荷の基準（BPI：Building Palstar Index）を1.0以下とすること。
- b) 「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づく「建築物環境配慮制度」におけるCASBEE 大阪はAランク以上を目標とすること。学校施設における総合的な環境性能評価手法に基づくCASBEE 学校（新築）も同等をめざした計画とすること。
- c) 自然エネルギーの活用（自然採光、自然換気等）や雨水の再利用、節水器具の採用、リサイクル資材の活用、廃棄物発生抑制等に配慮した提案とすること。

- d) ZEB化（ZEB Ready 相当）の検討を行うこと。
- e) 電気自動車に充電することを想定し、充電用コンセント（200V）を屋外の適切な箇所に設置すること。

⑩ 維持管理計画

- a) シンプルな形状とし、清掃や補修等の維持管理に係る容易性、効率性に配慮するとともに、将来の大規模修繕・更新の容易性なども見据えて、ライフサイクルコストの縮減に寄与する持続可能な施設計画とする。
- b) 将来の児童数の増減や教育内容・方法等の変化、諸室の用途・利用形態等の変更に より、間取りの変更や改修などの柔軟な対応が可能な計画とする。

（３）構造計画の考え方

- ① 本施設の構造は、安全性・耐久性・経済性に配慮した計画とすること。
- ② 建築物の基礎については、計画敷地や地盤の状況を十分に把握した上で、安全性かつ経済性に配慮した計画とすること。
- ③ 本施設の構造計画については、以下の官庁施設の耐震安全性の目標に基づいて計画すること。

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅱ類 ※木造とする場合も同等の分類とする	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築設備	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」参考資料より

（４）建築設備計画の考え方

① 共通事項

- a) 設備計画においては、「建築設備計画基準・同要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」、学校保健法に基づく「学校環境衛生基準」に準拠すること。
- b) Society5.0の実現に向けた技術革新の進展を踏まえた学校環境づくりを行うこと。
- c) 保守点検や補修・交換、修繕・更新等の容易性、効率性に配慮した設備を設置し、ライフサイクルコストの縮減に寄与する計画とするとともに、設置箇所についても考慮すること。
- d) 省エネルギー、省資源に配慮した設備を設置し、光熱水費の縮減に寄与する計画とすること。
- e) 職員室に中央監視盤等を設置し、一括管理が可能な計画とすること。
- f) 屋外設備目隠しや騒音低減フェンス等を見込むこと。
- g) 設備、機器、機能等の移設も見込むこと。

② 電気設備

- a) 電灯設備・コンセント設備

- ・ 照明器具、コンセント等については、学校運営等に必要な配置に配慮し、十分な数を確保すること。
 - ・ エコマテリアル電線等の採用を積極的に行うこと。
 - ・ 照明設備は学校環境衛生基準における推奨基準を満足する配置を計画すること。
 - ・ 照明器具は、各室の用途と適性を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行うこと。また器具の種別を必要最小限とすることにより、維持管理を容易なものとする。
 - ・ 照明設備は、ＬＥＤ照明とすること。
 - ・ 照明器具は、グレアを与えない器具とすること。
 - ・ 蒸気や湿気が発生する場所に設置する照明器具は、その対策を施してある器具とすること。
 - ・ 高所にある器具に関しては、清掃や交換等の維持メンテナンスが容易にできること。
 - ・ 外部の照明設備はソーラー街路灯とすること（自動あるいは時間点灯・消灯機能付き）。
 - ・ 諸室内の照明スイッチは、各室と職員室に設置し、消し忘れ防止のため職員室にて集中管理ができるようにすること。
 - ・ トイレに設置する照明を含む設備類は、人感センサーを利用すること。
 - ・ トイレの個室すべてに将来的に瞬間式温水洗浄便座をつけることを想定してコンセント設備を設置すること。
- b) 構内情報通信設備
- ・ 高速無線ＬＡＮサービス（建設工事に含まない）を利用することができるよう配管配線及び情報コンセント等を設置すること。
 - ・ 無線ＬＡＮの規格は最新のものとする。なお、旧規格の端末と接続ができるよう後方互換及びデュアルバンドに対応すること。
 - ・ 導入する無線ＬＡＮ装置には、個人情報の情報漏洩防止等に配慮して決定すること。
 - ・ 電波が届かないエリアやアクセスポイント同士の電波の干渉がないよう配慮し、良好なネットワーク環境を構築すること。
 - ・ 各室毎に学校教育の場として利用が想定される最大人数が同時に接続可能な環境を整備すること。
 - ・ 配線仕様は最新のものとする。ＬＡＮ技術の革新に対応して配線敷設替えの容易な構造とすること。
 - ・ インターネット回線の引込方法等については、発注者の指示によること。
 - ・ 使用するハブ、ルーターは、ＰｏＥ給電に対応したものとする。
 - ・ 情報コンセントは、端末・出力機器等の配置を考慮して適切な位置に十分な数を設置すること。
 - ・ 現有システムの移設、敷設に際しては、当市教育センター、デジタル戦略課、教育総務課その他担当課と協議・調整すること。
 - ・ 事務室の端末のうちＳＳＣ端末（府費教職員の給与等にかかる府のシステム）の移設は大阪府教育委員会の契約業者によるため、移設に際しては当市教職員課と調整すること。
- c) 誘導支援設備
- ・ 施設出入口等にカメラ付きのインターホン等を設置すること。親機は職員室、放課後こどもクラブ室及び学校図書館に設置すること。
 - ・ バリアフリースペースに非常用発報装置を設置し、作動させた場合、廊下に設けた表示灯の点灯と同時に職員室にて警報発報する仕組みを設けることで、迅速に対応できる計画とすること。
- d) 電話・校内放送等設備

- ・ 電話、校内放送及びテレビ放送（CATV）を設置すること。また、学年毎に校内放送を別系統とすること。なお、校内放送設備は放送室に設置し、職員室からリモートマイクロホンなどで音声による放送ができるようにすること。
 なお、職員応答等、施設における電話設備（内線・外線）等を設置すること。
- ・ 夜間・休日の自動応答装置を設置すること。
- e) 警備設備
 - ・ 警備システムについては、機械警備を基本とし、校舎と屋内運動場、また、校舎内においてもゾーニングを考慮して計画し、配管及び呼び線を整備すること。なお、機械警備の契約は建設工事には含まない。
 - ・ 監視カメラ（録画機能付き）については、敷地出入口（門など）、施設出入口（昇降口など）や、階段周辺、校舎裏などの死角に設置し、監視モニターによる職員室での一元管理を行う等、一体的に管理できるように設置すること。
 - ・ 外部との出入箇所については必要に応じて電気錠設備を設置すること。
- f) 防災設備
 - ・ 敷地内にはとよなか同報通信システム拡声子局（スピーカー）、コミュニティ防災資機材庫が設置されている。当該機能の空白期間を作らないよう、新校舎への移設等も含め適切な工事を行うこと。ただし、拡声子局については支柱等の土台の工事を想定しており、機器の設置及び受電の調整は市が別途行うため、事前に本市担当課へ確認、調整を行うこと。
 - ・ 防災用の電話回線、公衆無線LANや無線機器用のコンセント等を適切に移設・設置等すること。なお、公衆無線LANは、避難所開設時にのみ一般開放する設備である。外部との出入箇所については必要に応じて電気錠設備を設置すること。
- g) 受変電設備・発電設備
 - ・ 自然エネルギーを活用した発電設備を導入すること。なお、太陽光発電は必須とし、発電設備全体の発電量は10kW以上とする。また、児童の環境教育に寄与できるような提案をすること。
 - ・ メーターは、学校生活に支障のない場所に設置すること。
 - ・ 変圧器容量は電気設備の規模に応じて想定するものとし、将来用にキュービクル基礎に増設スペースを設け、幹線追加ができるよう整備すること。
 - ・ 省エネルギーを考慮した機器を選定すること。
 - ・ 電源設備は通信・情報・音響等に高調波等の影響を及ぼさないこと。
 - ・ 幹線設備は、点検・修繕等の容易さに配慮すること。
 - ・ 屋内運動場の非常用発電については、災害発生時や避難所として運用の際、空調設備は停電時でも72時間以上使用できるものとし、省スペースの整備計画とすること。また、電灯・コンセント・換気設備も同様に計画すること。
- h) 動力設備
 - ・ 運転操作は手元盤で行えるように計画し、安全を確保すること。
 - ・ 各機器の近くで電源を入り切りできる等、メンテナンス時の安全性に配慮すること。
- i) 時計
 - ・ 全教室及び管理諸室、廊下に電気時計を設置し、授業等時間情報を一元管理できること。
 - ・ 親時計は総合盤内に設置し、放送チャイムと連動とすること。
 - ・ 時刻補正は自動で行うことができること。
 - ・ 屋外に設ける時計は、太陽光発電も可能なものとする。

③ 機械設備

a) 換気・空調設備

- ・ 換気・空調設備が必要な諸室は「資料1 諸室リスト」に示す。

- ・ 空調は教室・児童活動ゾーン、管理ゾーン、地域連携ゾーン、共用部等に分け、適切に計画すること。なお、職員室にて集中管理できるよう計画すること。
 - ・ シックスクール対策、感染症対策として、空調を設置する室には全熱交換器や換気扇を設ける等、十分な換気（湿気・結露対策）ができるよう配慮すること。
 - ・ 普通教室及び屋内運動場、吹き抜け等の大空間については、自然換気の積極的な活用を図ること。
 - ・ 空調方式及び空調設備の形式は、空調負荷、イニシャルコスト及びランニングコスト等を比較検討し、適正な室内環境を維持できるものとする。
 - ・ 換気設備のフィルターは、蚊などの小さな虫を通さない仕様とすること。
 - ・ 屋内運動場の空調設備については、地域団体の使用時にプリペイドカードのカードタイマー又はコインタイマー課金機等の装置を予定しており、将来この機器の設置に向けたスペース確保や空配管（呼び線とも）の仕込みまで行うこと。
- b) 給排水設備
- ・ 本市上水道水による給水設備とし、衛生的かつ合理的で経済性に優れ、メンテナンス性に配慮した計画とすること。
 - ・ 給水負荷の変動を考慮した計画とすること。
 - ・ 受水槽は原則として設置しない給水方式とし、本市上下水道局と協議すること。
 - ・ 給湯設備が必要な諸室は「資料 1 諸室リスト」に示す。
 - ・ 雨水利用設備を設け、敷地内の植栽への自動灌水等への活用を検討すること。
 - ・ 雨水流出抑制施設については、本市上下水道局と協議の上、決定すること。
 - ・ 飲み水栓については、本市上下水道局と協議の上、決定すること。
- c) 衛生設備
- ・ 衛生器具類は、高齢者及び障害者にも使いやすいものを採用すること。なお、低学年の児童に対して十分配慮し、児童の成長過程にあわせた器具を採用すること。
 - ・ 衛生器具は維持管理しやすく清掃性に優れたものとする。
 - ・ 大便器はすべて洋式便器とし、節水や省エネルギー、省資源に配慮した器具を採用すること。
 - ・ 各女子トイレ、各男子トイレに 1 基以上の温熱便座を設けること。
 - ・ 教職員用のトイレはすべて瞬間式温水洗浄便座とし、個室には擬音装置を設けること。
 - ・ バリアフリースイレ以外の大便器はフタを設けること。
 - ・ 大便器、小便器の洗浄スイッチは非接触のセンサー式とすること。
 - ・ 手洗い器の種類は、LCC や感染症への対策、書道用具・絵画用具の洗浄など学年ごとの性質などを勘案し、計画すること。
- d) ガス設備
- ・ ガス設備を設ける室には、定置式ガス検知警報器を設置すること。
- e) 昇降機設備（エレベーター）
- ・ 13 人乗り以上のエレベーターとすること。
 - ・ エレベーターのかご内には緊急連絡用のインターホンを設置し、迅速に対応できるようにすること。連絡先は職員室及び保守事業者とすること。
 - ・ ストレッチャーに対応できるものとする。
 - ・ 内部が視認できる仕組みを持っていること。
 - ・ 2 基設置すること。
 - ・ 2 基のうち 1 基は、給食配膳用を兼用すること。2 方向に出入口を設ける等して、出入口のうち 1 か所は各配膳室直結とすること。給食配膳時間帯には、フロアからのボタン操作無効化を取り入れるなど給食配膳専用とするよう仕様を計画すること。当該エレベーターは、クラス用カートを 4 台積載することを想定すること。
 - ・ 用途を十分に考慮して配置を計画すること。

(5) 外構計画の考え方

① サイン計画

- a) 敷地内には、視認性に優れた分かりやすい案内板を適宜設置するほか、必要に応じて注意喚起や避難誘導などのサインを計画すること。
- b) 各種サインは、本施設のデザイン等との調和を図ること。

② 通路計画

- a) 敷地内の通路は、児童の登下校時における動線や敷地内での移動経路などを考慮するとともに、敷地内を通行する各種車両（スクールバス、来校者用、搬入業者用、給食配送用、ごみ収集用、メンテナンス用、緊急車両等）を想定したうえで、美観及び耐久性、防滑性、排水性などに配慮して舗装を行う。
- b) 車両通行による沈下・不陸や段差などを生じない構造とすること。
- c) 通路は、歩車分離に十分に配慮して計画するとともに、必要に応じて、歩道を確保するほか、停止線などの路面標示を行うこと。快適性に寄与する保水性舗装等を活用すること。

③ 駐車場

- a) 自動車と児童の動線を分離し、児童の安全性や防犯性に配慮した適切な形状・位置の駐車場を計画し配置すること。
- b) 駐車場は、来校者・搬入業者等が利用することを想定し、合計5台分以上を配置すること。うち1台分以上は、身体障害者用とすること。駐車場利用者の利便性や効率性に配慮したうえで、複数箇所に分散して確保することも可能とする。
- c) 敷地内に緊急車両用の駐車スペースを設けること。
- d) 駐車場には、外灯（屋外照明設備）や、車止め、ポール、必要に応じてカーブミラー等安全対策を適宜設置すること。
- e) 環境に配慮し、仕上げは、保水性舗装とすること。

④ 駐輪場

- a) 教職員、保護者・来校者用に、60台程度分整備すること。うち20台程度はバイク置場とすること。
- b) 管理面の容易性や防犯性に配慮し、適切な位置に1か所に集約して配置することが望ましいが、動線に配慮して分散設置も可能とする。
- c) 外灯（屋外照明設備）又は屋根に照明設備を適宜設置する。
- d) 環境に配慮し、仕上げは、保水性舗装とすること。

⑤ スクールバス等停留場

- a) 校外学習をおこなうための大型バス2台以上分の停留場等を設置すること。
- b) 雨天時に対応するために校舎から乗り場等までは庇等を設置すること。
- c) 上記の2台とは別に、臨時的に屋外運動場の一部を大型バス等が停車できるよう計画すること。広さは大型バス3台分を想定している。

⑥ 屋外照明設備

- a) 夜間における安全性や防犯性を考慮し、必要な箇所に適切な照度を確保できる外灯（屋外照明設備）を計画すること。
- b) 自動点滅等の照明設備を採用すること。
- c) 照明設備は、近隣への光害に配慮して適切な位置に設置すること。

⑦ 消防水利

- a) 消防水利設備（消火栓、防火水槽等）の設置数や配置については、本市消防局と協議の上、決定すること。

⑧ 門扉・囲障

- a) 敷地の出入口には、本市と協議の上、電気錠設備（カメラ含む）付きの門扉を設置すること。
- b) 敷地周囲には、防犯性・安全性・耐久性・景観に配慮したフェンスを設置すること。必要箇所は目隠し機能をもつフェンスを計画すること。
- c) 必要に応じてカーブミラー等を設け、接続道路や歩道を通行する車両や歩行者の安全を確保すること。

⑨ 植栽等

- a) 「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」、「第2次豊中市みどりの基本計画」等に基づき、必要な緑化面積を確保し、みどり率・緑被率にも留意するとともに、雨水浸透に配慮すること。
- b) 学校敷地外への雨水流出を抑制するため、流出係数の低減に寄与する地被類や低木の充実を図ること。
- c) 敷地の外周部に四季を感じることでできる多種多様な樹木を植栽し、緑豊かな環境整備を行うこと。ただし、植栽の維持管理に配慮すること。
- d) 生活科及び理科で必要となる植物（桑、柑橘系植物、葉脈観察がしやすい植物、ドングリや松ぼっくりのなる木など）を植栽し、児童が観察しやすい配置を計画すること。
- e) 生活科や理科の授業において、農作物等の栽培・収穫などを体験できる菜園（60㎡程度）のスペースを学校敷地内に確保すること。
- f) 朝顔や緑のカーテンなどを植える児童花壇等を計画すること。
- g) 樹種や樹高の選定にあたっては、維持管理に係る容易性に配慮すること。
- h) 植栽管理に必要な散水設備を設置すること。
- i) 既存樹木は、必要範囲の伐採・伐根を行うこと。
- j) 植栽計画全体が教育に寄与するよう配慮すること。

⑩ その他

- a) 施設配置の空間などを利用して、イスやベンチ等交流スペースを適宜計画すること。
- b) 屋外運動場に集まった児童が目視できる位置に国旗等の掲揚ポール等を3本設置すること。
- c) 校舎には、懸垂幕及び横断幕を安全に設置できる設備を取り付けること。
- d) 屋上等で安全に作業するための器具・設備等を取り付けること。
- e) 災害発生時のマンホールトイレ（下水直流型）については、本市危機管理課と協議の上、設置すること。

2. 設計業務の内容

（1）事前調査等業務

- ① 事業者は、必要に応じて調査・測量等を行い、関係法令に基づいて業務を遂行すること。
- ② 電波障害等の諸影響を調査し、対応策を実施すること。
- ③ 必要に応じて、土壌汚染詳細調査を実施し、調査結果に応じた対策を講じること。

（2）基本設計及び実施設計業務の内容

- ① 事業者は、本特記仕様書及び添付資料、委託契約書に基づき本施設の基本設計及び実施設計業務を行う。
- ② 事業者は、業務の進捗状況に応じ、本市に対して定期的に報告を行う。本市との打ち合わせ内容については、その都度、書面に記録し、相互に確認するものとする。

- ③ 事業者は、業務の進捗状況に応じて、表 5、表 6 のとおり業務書類及び設計図書等を本市に提出し、承諾を得るものとする。なお、設計図書に関する著作権は本市に帰属する。
- ④ 事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに本市から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。

(3) 設計業務に係る各種申請等の業務

- ① 本施設の設計業務に必要な官庁許認可手続き一式を業務スケジュールに支障がないように実施する。
- ② 各種申請の際は、事前に本市に説明の上、確認を受けるものとする。また、許認可等の取得時には、本市にその旨の報告を行うこと。
- ③ 申請等に係る負担金・手数料等の費用については、事業者の負担とする。
- ④ 事業者は、計画通知等の作成提出に際して、本市の関係部署と事前相談を行うこと。
- ⑤ 事業者は、本市が実施する国の交付金・補助金の申請や起債等の手続き、必要書類の作成や支援・協力を行うこと。

(4) 各種報告、説明会、会議、ワークショップ等の支援業務

- ① 事業者は、本市が国・府ほか関連機関に対して行う報告業務等について協力する。
- ② 本市が議会や市民等に対して、設計内容に関する説明や要望聴取等を行う場合、事業者は本市の要請に応じて説明用資料等を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行う。

(5) その他関連業務

- ① 本設計完了後、本工事に係る工事監理業務を、随意契約にて行う場合がある。

表 5 業務開始時提出書類（契約後速やかに）

品 目	部数	備 考
業務責任者通知	2	管理技術者届兼経歴書
業務着手届	2	
組織図	2	A 3 判
契約工程表（設計）	2	バーチャート A 3 判
業務工程表（設計）	2	ネットワーク A 3 判

表 6 実施設計図書

品 目	部数	備 考
特記仕様書との整合性の確認結果報告書	2	
提案項目との整合性の確認結果報告書	2	
基本設計書	2	
設計概要説明書	2	A 4 判
設計図（建築、電気設備、機械設備）	2	A 1 判（二ツ折製本）
	4	A 3 判（二ツ折製本）
	1	原図
工事工程表	2	A 3 判
設計資料	2	設計・積算根拠
構造比較検討書	2	基本構造、基礎、杭等
構造計算書	2	A 4 判
積算数量調書	2	A 4 判
空調方式比較検討書	2	A 3 判または A 4 判
水理計算書	2	A 4 判
設備設計計算書	2	A 4 判

工事費内訳書	2	A 4 判
計画通知等、関係規定申請図書一式	3	A 4 判
備品リスト	2	A 4 判
完成予想 3 DCG 動画	1	CD-R 又は DVD-R 外観、内観計3分以上
完成予想パース図(外観、内観各 1 カット以上)	2	A 3 判
長期修繕計画書	2	A 4 判
保守点検項目整理表	2	A 4 判
維持管理費概算	2	A 4 判
調査業務実施計画書	2	各調査業務
調査業務報告書	2	各調査業務
打合せ記録簿	2	A 4 判
設計図等電子データ	2	CD-R 又は DVD-R
提案内容により必要となる資料	2	適宜
建築物除却届等	2	A 4 判 (左綴じ製本)
その他 必要とされる資料	適宜	本市と協議

3. 既存施設の解体撤去に関する設計業務等

(1) 既存施設の概要

対象用地の既存施設及び構造物（擁壁を含む）の概要は

表 7 のとおりであり、原則としてすべて解体・撤去すること。既存碑の移設場所は提案に委ねる。

なお、敷地内の埋蔵文化財については、試掘調査したが遺構・遺物は一切認められなかったことから、いかなる建築計画であっても問題はない。ただし、造成等作業時には「土木工事等による埋蔵文化財包蔵地の発掘通知」を遅滞なく本市社会教育課へ提出する必要がある。

表 7 既存施設一覧

対象施設	施設構成	施設構造	延床面積	建築年
上野小学校	校舎①	R C 造 地上 3 階建	806 m ²	昭和 33 年 3 月
	校舎②	R C 造 地上 3 階建	1,181 m ²	昭和 35 年 5 月
	校舎③	R C 造 地上 3 階建	540 m ²	昭和 38 年 2 月
	校舎④	R C 造 地上 3 階建	1,521 m ²	昭和 35 年 5 月
	校舎⑤	R C 造 地上 3 階建	1,801 m ²	昭和 45 年 3 月
	校舎⑥	R C 造 地上 2 階建	1,133 m ²	昭和 51 年 3 月
	屋内運動場	R C 造 地上 2 階建	866 m ²	昭和 43 年 5 月
	プール附属室	R C 造 地上 1 階建	79 m ²	昭和 46 年 6 月
	プール	R C 造 25m×6 コース	—	—
	配膳室	R C 造 地上 1 階建	103 m ²	昭和 46 年 3 月
	休養室	S 造 地上 1 階建	39 m ²	昭和 54 年 8 月
	陶芸小屋	S 造 地上 1 階建	10 m ²	平成 3 年 7 月
	倉庫 ㊦	W 造 地上 1 階建	21 m ²	昭和 45 年 6 月
	倉庫 ㊧	W 造 地上 1 階建	7 m ²	昭和 57 年 8 月
	倉庫 ㊨	S 造 地上 1 階建	19 m ²	平成 3 年 7 月
その他	擁壁	資料 4 及び資料 5 参照	—	—
	付帯施設	放課後こどもクラブ、倉庫等	—	—

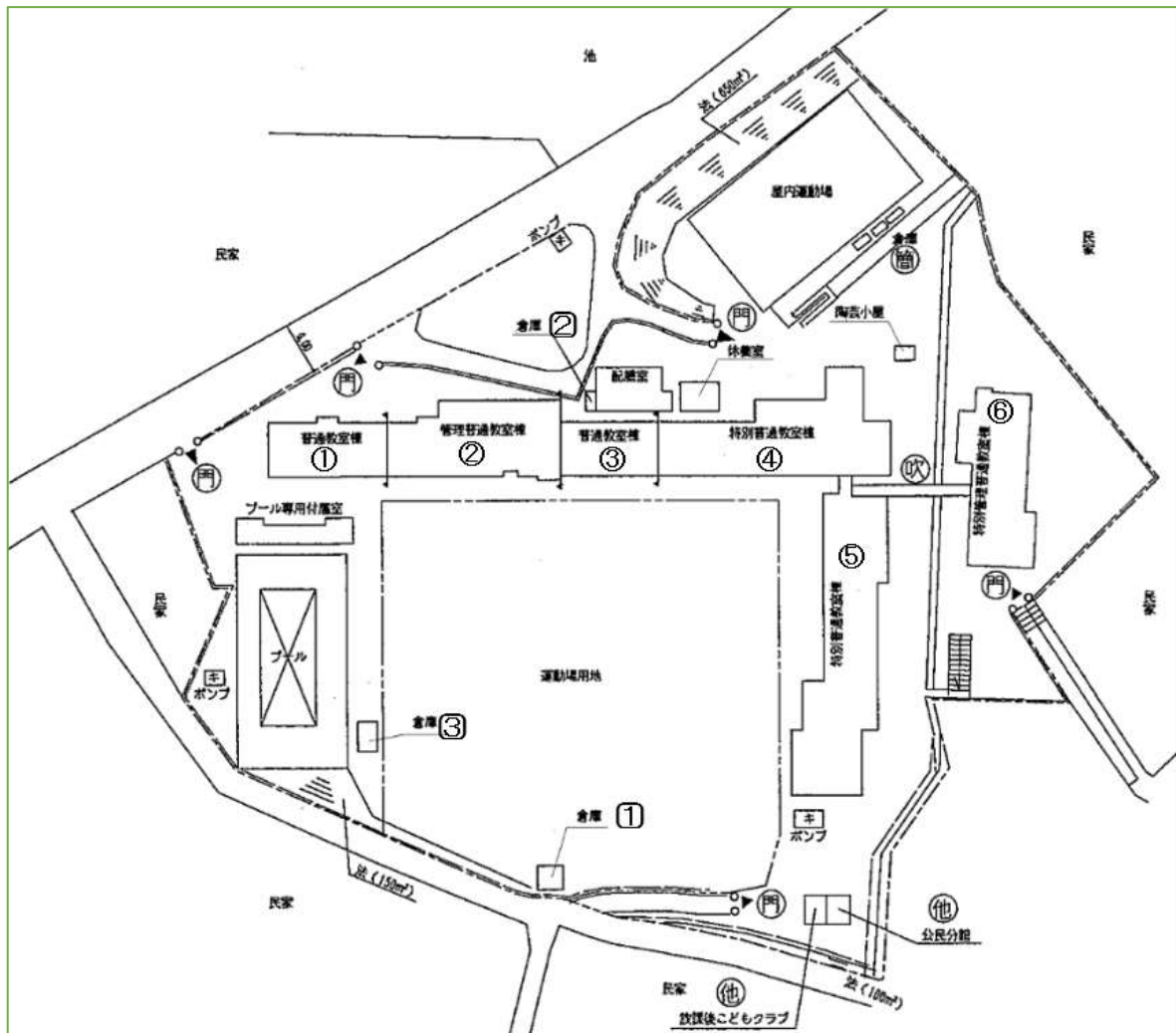


図 2 既存施設の配置図

(2) 既存施設の解体撤去に関する設計業務等の内容

- ① 解体撤去に伴う事前調査業務及びその関連業務
 - a) 本市が実施した、「豊中市立上野小学校土地履歴調査概要」(資料 2 参照) 及び「アスベスト及び土壌性状調査結果」(資料 3 参照) の他に事前調査が必要であれば、本市の許可を得た上で適宜実施すること。
 - b) 調査結果は、石綿障害予防規則(平成 17 年厚生労働省令第 21 号)等の関係法令に基づき、必要に応じて本市への報告を行うこと。
- ② 解体設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
 - a) (2) ① の結果等に基づき、既存施設の適切な解体設計を行うこと。
 - b) 既存施設の解体に関する実施設計にあたって不足する図面については、現地の実測などにより、事業者において作成すること。
 - c) 解体撤去工事の手順等については事業者の提案によるものとし、解体撤去工事及び廃棄物の処理等のスケジュール(案)について本市と協議の上作成すること。
- ③ その他関連業務